

学校給食用物資納入登録希望業者 各位

東京都立永福学園
校長 三浦 昭広
(公印省略)

令和 8 年度学校給食用物資納入業者登録申請について

日頃から本校の学校給食運営に深い御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、令和 8 年度学校給食用物資納入業者の選定にあたり、下記のとおり申請受付を行います。希望される場合は本文書内容及び提出書類を御確認の上、受付期間内に御提出ください。

記

1 受付期間

令和 8 年 1 月 8 日（木）から 令和 8 年 1 月 23 日（金）15 時まで（郵送不可）

2 提出書類

- (1) 学校給食用物質納入業者登録申請書
- (2) 営業概要書
- (3) 最新の価格表 ※ 1
- (4) 営業許可証（写）※ 2
- (5) 食品衛生監視票（写）

※ 1 こちらのみ 2 部御提出ください。価格表がない場合は代表的な取り扱い品目の参考価格を御提示ください。また、青果類については品位基準「秀」に当たる価格を御提示ください。

※ 2 食品衛生法又は東京都食品製造業等取締条例で営業許可が必要と定められている業種のみ御提出ください。

3 納入業者の要件

- (1) 取り扱う物資が良質かつ安全であること。
- (2) 適正価格で安定供給できること。
- (3) 衛生管理が徹底していること。
 - ア 物資の取り扱いが安全・衛生的であること。
 - イ 施設の衛生管理が保健所等の指導に従っていること。
- (4) 本校から比較的距離が近いこと。
 - ア 緊急の発注や検収時の不合格品の取り換え等に早急に対応できること。
 - イ 確実な検収のために決められた時間内に納品できること。
- (5) 経営状態に問題がないこと。
- (6) 本校の特性を十分に理解し、食材料の調達に配慮すること。
 - ア 産地や食品表示が明確であり、事前もしくは納品時学校に提示できること。
 - イ 加工品等の規格書の提示を求めた場合、学校に提示できること。

4 登録業者の選定について

- (1) 校内で業者選定委員会を開き、諸条件について協議したうえで登録業者を選定いたします。採用の場合は契約書をお送りいたします。令和8年3月19日(木)までに本校より契約書が届かない場合は不採用となります。あらかじめ御了承ください。
- (2) 今回の募集では、登録業者の肥大化を解消・防止するため、価格設定や発注が見込めない業者については契約を行わない場合があります。
- (3) 選定された登録業者について、登録することが確定したのみであり、登録期間中に必ず発注することを確約するものではありません。あらかじめ御了承ください。

5 問合せ及び提出先

東京都立永福学園 経営企画室 担当 渡會・梅澤

〒168-0064 東京都杉並区永福1-7-28

電話 03-3323-1380/Fax 03-3323-1381